

プロバイダー資格更新コースの カリキュラム、開催要件、申請手続について

【JPTECプロバイダー資格更新コースカリキュラム】

更新コースの総時間は、概ね、2時間以上とし、規定のカリキュラムにその他の内容を追加することは妨げない

1 座学

- ・ 外傷総論：外傷の疫学、JPTEC (L&G) の概念
- ・ 観察処置総論：外傷傷病者観察処置の流れ
- ・ 観察処置各論：状況評価、初期評価、全身観察、局所観察、詳細・継続観察
- ・ その他：過去3年間に変更となったJPTECのシステムなど
- ・ プレテスト解説

2 シナリオステーション

- ・ 受講生4名につき、指導者1名。
- ・ 資機材はなくてよい。(約1時間)
- ・ 受講生は1回以上隊長役を経験。
- ・ 所定の審査は、シナリオステーションの中で、更新コースシナリオステーション審査表により「合・否」を決定する

(細 則)

- 1 更新コースでのプレテストは現行のプロバイダーコースのものを使用する。
- 2 プレテストの実施方法は、プロバイダーコース同様、紙媒体による事前送付とする。
- 3 プレテスト解説を行い、その方法や時間については、細部を規定せずに主催者に一任する。
- 4 シナリオステーションでは、「全身観察終了までに、L&Gを根拠を添えて宣言する」、「生命にかかわる重症外傷について把握し、必要な処置を実施する」、「MISTを確実に医師に伝える」などの、「最低限度の到達目標」を提示する。

【プロバイダー資格更新コース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。
2. 2時間以上とする。
3. セミナーの質の管理のため、世話人以上の職にある者を2名おく。内1名は医学的な質を担保するため医師とする。
4. 各実技ブースには必ず1名のインストラクターをおく。
5. 受講者4人に対し1名のインストラクターをおく。

(併催の場合は、プロバイダーコースのスタッフも兼ねることができる)

なお、上記要件を満たせない場合や特別の事項が生じた場合は幹事会の承認を得るものとする。

【JPTECプロバイダー資格更新コースの開催申請について】

第1 JPTECプロバイダー資格更新コースを開催するものは、事前の申請、事後の報告をJPTEC協議会が定める様式に従いJPTEC協議会支部代表あてにその旨を報告しなければならない。

第2 事前申請について

開催コースのコーディネータ又は世話人は、原則、コース開催予定日の30日前までにその旨を『JPTECプロバイダー資格更新コース開催申請書(様式1-1)』により、JPTEC協議会支部代表または事務局長あてに事前申請しなければならない。

第3 事後報告について

開催コースのコーディネータ又は世話人は、原則、コース終了後の30日以内にその結果を『JPTECプロバイダー資格更新コース開催結果報告書(様式2-1)』により、JPTEC協議会支部代表または事務局長あてに事後報告しなければならない。

第4 承認について

JPTEC協議会支部代表または事務局長は、事前申請された当該コースをJPTEC協議会支部幹事会の審議にかけ、幹事からの意義がなく、JPTEC協議会支部規約に示すJPTECプロバイダーコースの要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。

なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて支部代表または事務局長は申請者に対して報告を求めることができるものとする。

※ コースの開催について、同地域内でコースがなるべく重複しないように、コースの開催が計画あるいは決定した時点で、各県の幹事世話人を通じてJPTEC協議会支部幹事会メーリングリストに開催日時と場所、コースコーディネータとコースMD等を明示するものとする。

※ 事前に修了証と認定証の印刷を事務局に依頼する場合は、コース開催10日前までに各県事務担当者を通じて、（様式3-1）により、事務局長まで報告すること。その際には、修了書等の送付先、コース名称、コースMDを明示する。

なお、受講者の氏名、アルファベットは間違いがないようにしっかりと確認すること。

※ 更新では、保有している認定番号を引き続き使用するものとする。

なお、他コースから移行してJPTEC認定番号を保有していないプロバイダーは、更新時に新たにJPTEC認定番号を付与するものとする。

※ インストラクター推薦基準のコースからは除外する。

ただし、インストラクター資格更新のためのコースとしては認める。